平成２３年（フ）第３３号
徳島県徳島市八万町法花谷115番地
債務者　山中　　司
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１号
徳島県徳島市中島田町４丁目４番地の２島田ハイツ205号室
債務者　西　　正昭
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４号
徳島市住吉３丁目８番41―406号　ロイヤルハイツ大島
債務者　井上　雅芳
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６号
佐賀県武雄市朝日町大字中野5743番地１
債務者　山本キヨ子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第４７号
佐賀県武雄市朝日町大字中野5743番地１
債務者　山本　博俊
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第８１号
大分市公園通り３丁目11番地の16
債務者　山里　将克
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３９号
宮崎県延岡市大貫町３丁目945番地
債務者　福田　拓郎
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第４３号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字向山166番地２
債務者　安在　利勝
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１５号
山形県新庄市十日町615番地の８　安喰コーポ
債務者　加藤　正男
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第３１号
富山県中新川郡立山町利田1311番地の24
債務者　大木けい子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４号
福井市藤島町第36号７番地１
債務者　吉田　隆憲
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０号
福井市花堂北２丁目23番25号　ファミール山下302号
債務者　笠原　秀二
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１号
福井市花堂北２丁目23番25号　ファミール山下302号
債務者　笠原　裕美
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２号
福井県越前市国高１丁目11番地５
債務者　馬田　悠也
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５４号
福井市開発１丁目905番地　セジュール開発Ⅱ―202
債務者　佐藤さえ子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５１５号
兵庫県宝塚市亀井町２番５号　フローラ逆瀬川201号室、前住所兵庫県宝塚市口谷西１丁目11番１―501号
債務者　岩城　　等
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第７６号
兵庫県伊丹市北野３丁目48番地１　市営北野第２住宅303号
債務者　片　　直樹
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第９６号
兵庫県川西市清和台東４丁目３番地の２８―403
債務者　福田　美香
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部